

# 省エネ・非化石転換法に基づく データセンター業に係る措置

2026年4月

資源エネルギー庁 省エネルギー課

**1. 背景**

2. 措置の内容

3. 今後のスケジュール

# 検討の経緯

- データセンター（DC）は我が国のAIやデジタル技術を支える重要なインフラであり、経済社会の成長等に不可欠。他方、その最大限の立地に向けては、増大が見込まれる電力需要への対応が必要。
- そこで、電源の確保と合わせて、DCにおけるエネルギー効率の改善に資する利用可能技術の着実な実装と、最先端技術の開発・社会実装の加速によるDC自身のエネルギーの使用の更なる合理化を促していくこととした。

# 【参考】第7次エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定）

## Ⅲ. 第6次エネルギー基本計画以降の状況変化 3. DXやGXなどの進展に伴う電力需要増加の可能性

こうした将来の電力需要増加への対応には、最先端半導体や光電融合技術などの最先端の情報処理技術や、それを支える液体冷却技術などを用いる最先端の付帯設備を活用することにより、データセンターのエネルギー効率の改善に向けた取組を強化することが重要であり、既にデータセンターごとのエネルギー使用量や効率の実績の情報公開や規制を導入している国も存在する。

（略）

特に、将来の電力需要の増加に対しては、脱炭素電源を拡大することで対応する必要があるところ、十分な脱炭素電源が確保できなかったが故に、国内においてデータセンターや半導体工場などの投資機会が失われ、我が国の経済成長や産業競争力強化の機会が失われることは、決してあってはならない。また、足下では、化石燃料輸入に伴う貿易赤字の悪化に加え、デジタル収支の悪化も拡大しており、我が国の国富を維持し、経済安全保障を確保するためにも、国内で必要なデータセンター等の投資が行われる必要がある。

## V. 2040年に向けた政策の方向性 2. 需要側の省エネルギー・非化石転換 (2) 省エネルギー

特に、足下では、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれており、再生可能エネルギーや原子力などの脱炭素電源の確保を進めると同時に、半導体の省エネルギー性能の向上や光電融合などの最先端の技術を活用することにより、エネルギー消費効率の改善を進めていく必要がある。データセンターについては、技術開発の促進に加えて、事業者が満たすべき効率を設定した上でその取組を可視化するなど、諸外国の取組も踏まえつつ、支援策と一体で制度面での対応を行う。加えて、データセンターの効率改善をより適切に促すための評価指標の検討も行っていく。

# 【参考】GX2040ビジョン（令和7年2月閣議決定）

## 3. GX 産業立地

### （1）脱炭素電源等の活用を見据えた産業集積の加速

### 2）産業構造の高度化に不可欠な AI と DC の立地の考え方

#### ①DCの国内整備に当たり考慮すべきこと

#### ウ) 脱炭素電源の整備等と時間軸

DC はサーバーの駆動・冷却用途として膨大な電力を必要とするが、その電力を脱炭素電力で供給をしなければ日本全体の CO2 の削減にはつながらない可能性がある。加えて、AI 等の発展により、DC や通信ネットワーク等、通信インフラ全体の消費電力が増加している点にも留意が必要である。また世界的に、DC を運営する事業者が、再生可能エネルギーや原子力発電などの脱炭素電力や、足下では火力発電とクレジットを組み合わせた電力を求める動きも顕在化している。

こうした状況を踏まえると、まずは、DC で使われる半導体の省エネルギー性能の向上や、液体冷却技術によるサーバーの冷却手法の高度化、計算資源の効率的な運用に資するソフトウェアの開発、さらには DC や通信ネットワークにおける処理を極力光で行うオール光ネットワーク技術や光電融合デバイス技術等の技術開発を進めるとともに、供給源としての脱炭素電力の確保や火力の脱炭素化の取組を加速させる必要がある。

また、技術開発の促進に加えて、事業者が満たすべき効率を設定した上でその取組を可視化するなど、諸外国の取組も踏まえつつ、支援策と一体で制度面での対応を行う。加えて、DC の効率改善をより適切に促すための評価指標の検討も行っていく。

# 【参考】ワット・ビット連携官民懇談会取りまとめ1.0①

## ワット・ビット連携官民懇談会取りまとめ1.0 概要（2 / 2）

### 足元のDC需要への対応

電力インフラ整備を待たず既存の系統設備を活用した、短期的なDC需要への対応

- ウェルカムゾーンマップの拡充等による情報公開の促進や電力系統余力があり、早期に電力供給が可能なエリアへのDC立地促進
- 既存電力設備の活用を念頭に置いたDCの柔軟な運用に資するAPNの研究開発やユースケース拡充を推進
- 真に電力が必要な事業への迅速な電力供給のための系統接続ルール等の見直しによる系統接続の円滑化の検討
- DCのエネルギー効率を高めるため、DCの先進的かつ包括的な省エネ技術の開発と実装も促進

### 新たなDC集積拠点の実現

計算資源の効率的運用のため、電力・通信インフラを整備し新たな複数の大規模DC集積拠点を造成

- 既存のDC集積地に加え、1カ所当たりGW級となるDCの集積拠点を複数造成していくべく、その地域の選定と電力・通信インフラの先行的な整備を目指す
- 地域の選定に当たっては、①電力インフラの整備状況・拡張可能性 ②通信インフラの地中化・冗長性確保可能性、地盤の安定性、土地の広さ等DC運用のための要件 ③レジリエンスの観点から踏まえた既存の集積拠点からの分散立地を踏まえ、要件の詳細化は検討を継続
- 地域共生・インフラ整備の観点から、自治体の関与も重要。選定プロセスの詳細については、GX産業立地WGにおいて詳細を検討
- DC集積拠点の形成に際し、段階に応じて国際海底ケーブルやIXの整備も戦略的に進め、利便性や国際競争力の向上を図る

### DC地方分散・高度化の推進

将来的な環境変化も見据え、DC地方分散の推進とDC運用の高度化を検討

- 経済合理性も踏まえ、多様な地域におけるDX推進の基盤となり国土強靱化にも資するDCの地方分散を継続的に促進
- 各DCにおける蓄電池・コジェネ等の整備により、既存の電力インフラをより有効に活用する事業環境の可能性を検討
- DCがディマンドレスポンスの一翼を担い既存の電力インフラを更に活用できるよう、電力需給状況・天候予測・計算需要等のデータを連携した高度なワークロードシフト技術を用いた運用の検討を含め、DC運用に関する技術開発等を推進（この実現のためには、GPUの低価格化に伴うDCの運用柔軟性の向上やAI負荷分散を念頭に置いた各地域でのDCの展開が進むことが必要）

### 地域との共生 環境への配慮

- 安定的にDC立地を進めるには地域社会との共生が不可欠（地域資源の一時的な消費ではなく、様々な形で地域社会に裨益することが必要）⇒DC事業者による建設計画や周囲の環境影響について立地地域に対する説明を充実
- 省エネ法により、新設DCに対するエネルギー効率の基準等を設定し、省エネ技術の開発・社会実装を加速

### 国際的視点

- DCのグローバルインフラとしての性質を踏まえ、国際海底ケーブルの整備を含む国外アクセスを確保
- 海外市場、経済安全保障、国際標準化など、様々なレイヤで国際的視点を持って取組を加速

# 【参考】ワット・ビット連携官民懇談会取りまとめ1.0②

## 地域との共生・環境への配慮

14

- DCは日本国内のデジタル化に必要なインフラであるが、立地に当たっては立地地域への影響は少なからず生じる。そのため、DCの立地にあたっては、地域資源の一方的な消費を行うものではない、持続可能な形で地域社会との共生が不可欠であることを官民で改めて再確認する。そのため、特に将来的な集積拠点の選定に当たっては、自治体の意志を尊重し、その選定プロセスにおいて立地自治体が関与するよう、プロセスの詳細を引き続き検討していく。
- また、DC事業者側においても、関係法令を遵守することは勿論のこと、建設計画や周囲の環境影響について立地地域に対して説明する機会を設ける等、丁寧な合意形成に努める。
- あわせて、DCは大量の電力を必要とするが、その電力を脱炭素電力で供給をしなければ日本全体のCO2の削減にはつながらない可能性があること等を踏まえ、DCのエネルギー効率を高めるため、DCの省エネ化に資する技術開発に関するフィージビリティスタディや液冷・液浸技術をはじめとした最先端技術の開発を促進していくとともに、供給電力における脱炭素電力の確保等を加速させる必要がある。
- 制度面でも、利用可能な技術の着実な実装及び最先端技術の開発・社会実装の加速によるDCの更なる効率化を促すべく、省エネ法に基づき、新設DCの満たさなければならないエネルギー効率基準の設定や、効率改善の目標等に関する中長期計画書及びDCごとのエネルギー使用量や効率等に関する定期報告書の提出を求め、また、それらの一部公表を求める。
- また、脱炭素先行地域をはじめとする地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組等により脱炭素電源の導入を進め、DCを含む地域の企業立地や投資上の魅力を高める等、DCの地域共生を加速化させていく。

## 【参考】 DCのエネルギー使用の合理化に向けた取組（欧州）


- 欧州委員会は、2023年9月に**Energy Efficiency Directive（エネルギー効率化指令）**を改正。委任法を2024年5月に施行。EU加盟国に対し、自国内の500kW以上のデータセンター所有者及び運営者を対象に、**データセンター毎のエネルギー消費量等の実績**について、**情報公開の義務化を求めている**。
- 欧州委員会は、データセンター事業者のデータを収集し、EUレベルでデータベースを構築・公開。
- また、**提出された情報を評価し、適切な場合には、最低性能基準導入等の更なる措置を含む法案を2025年5月15日までに欧州議会及び理事会に提出**としていたが、**現状未提出（2025年10月時点）**。

エネルギー効率化指令	
主な情報公開 項目の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>• DCの名称、所有者・運営者の名称、操業開始日、所在する自治体</li> <li>• DCの床面積、設置電力</li> <li>• 年間送受信データトラフィック、DC内で保存・処理されるデータ量</li> <li>• エネルギー消費量、電力利用率（power utilisation）等に関する主要業績評価指標に従った業績</li> </ul>
その他の 要請	<p>ITの電力需要が1MW以上のDCの所有者および運営者に対し、DCのエネルギー効率に関する欧州行動規範の最新版で言及されているベストプラクティスを考慮するよう奨励する。</p> <p>【ベストプラクティスの例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• IT機器のエネルギー効率の性能を機器の調達における最優先決定要因として設定する</li> <li>• ハードウェアの利用率の高くない既存サービスは、リソース統合を図り、利用率改善を行うべき</li> </ul>



## 【参考】 DCのエネルギー使用の合理化に向けた取組（ドイツ）

- ドイツは、2023年11月に**エネルギー効率法**を施行し、事業者に対して、**エネルギー効率等に関する情報の公開と連邦政府への送付**を求めた上で、**データセンターのエネルギー使用に関する要件を設定**。

エネルギー効率法		
主な <b>情報公開</b> 項目の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>DCの名称、所有者及び運営者の名称、所在する郵便番号</li> <li>情報技術の定格接続電力及びDCの非冗長公称接続電力</li> <li><b>総電力消費量、エネルギー効率（PUE）</b>、再生可能エネルギーの割合</li> <li>DCで保存及び処理されるデータ量</li> </ul>	
DCの <b>エネルギー</b> 使用要件	<p>ドイツではEEDに基づく情報公開の義務化に加えて、DCのエネルギー使用に関する要件を設定。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>2026年7月1日よりも前に運用を開始する</b>、又は開始したDCは、以下のように構築・運用すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>2027年7月1日以降、PUEが <b>1.5 以下</b> であること。</li> <li>2030年7月1日以降、恒久的にPUEの年平均が <b>1.3 以下</b> であること。</li> </ul> </li> <li><b>2026年7月1日以降に運用を開始するDCは</b>、以下のとおり構築・運用すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>PUEが年平均で<b>1.2 以下</b> であること（試運転後2年以内に恒久的に達成すること）。</li> </ul> </li> <li>一定規模以上のDCは、再生可能エネルギーの調達を<b>2024年1月1日以降50%、2027年1月1日以降100%</b>とすること。</li> <li><b>2026年7月1日以降に運用を開始するDCは</b>、廃熱を<b>10%以上</b>利用し、<b>2027年7月1日までに15%以上、2028年7月1日までに20%以上</b>とすること。</li> </ol>	

※ Gesetz zur Steigerung der Energieeffizienz in Deutschlandを基に作成

※ PUE（Power Usage Effectiveness）：（DC全体の消費電力）÷（サーバなどのICT機器の消費電力）で算出。DC内の建物・付帯設備の効率を評価。1.0に近いほど効率的。

## 【参考】DCのエネルギー使用の合理化に向けた取組（中国）

- 2024年7月に「データセンターのグリーン・低炭素化のための特別行動計画」を発表し、新設・既設のDCに関するPUEの目標を、既存目標よりも強化している。
- さらに、2025年7月に「2025年度再生可能エネルギー電力消化責任目標及び関連事項に関する通知」を発表し、新設データセンターに対するグリーン電力消費義務を設定。

データセンターのグリーン・低炭素化のための特別行動計画	
エネルギー使用効率等に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年末までに、全国のDCについて、               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 全体のラック利用率（上架率）を60%以上に</li> <li>✓ 平均PUEは1.5以下に</li> <li>✓ 再生可能エネルギーの利用率を年平均で10%向上</li> <li>✓ 単位演算電力当たりの平均エネルギー効率等を大幅に向上</li> </ul> </li> <li>2030年末までに、全国のDCの平均PUEや単位演算電力当たりのエネルギー効率等が国際先進レベルに到達</li> </ul>
目標達成に向けた重点任務の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設・増設されるDCは、規定された要件を超えるエネルギー効率以上のサーバー製品を採用すること</li> <li>2025年末までに、               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 新設・増設された大規模・超大規模DCのPUEを1.25以下とする</li> <li>✓ 国家ハブ・ノード型のDCのPUEを1.2以下とする</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 国家発展改革委員会が主導し、工業情報化部、国家データ局が職責に応じて担当</p> <p>※ 実現に向けて、研究開発の促進やエネルギー効率に応じた段階的な電力料金の適用、省エネ監査の強化などの措置も併せて講ずる</p>
2025年度再生可能エネルギー電力消化責任目標及び関連事項に関する通知	
<ul style="list-style-type: none"> <li>新設データセンターに対し、グリーン電力消費義務を80%に設定。</li> <li>2025年は移行期間として「モニタリングのみで評価対象外」だが、今後、拘束力のある目標を設定する方針。</li> </ul>	



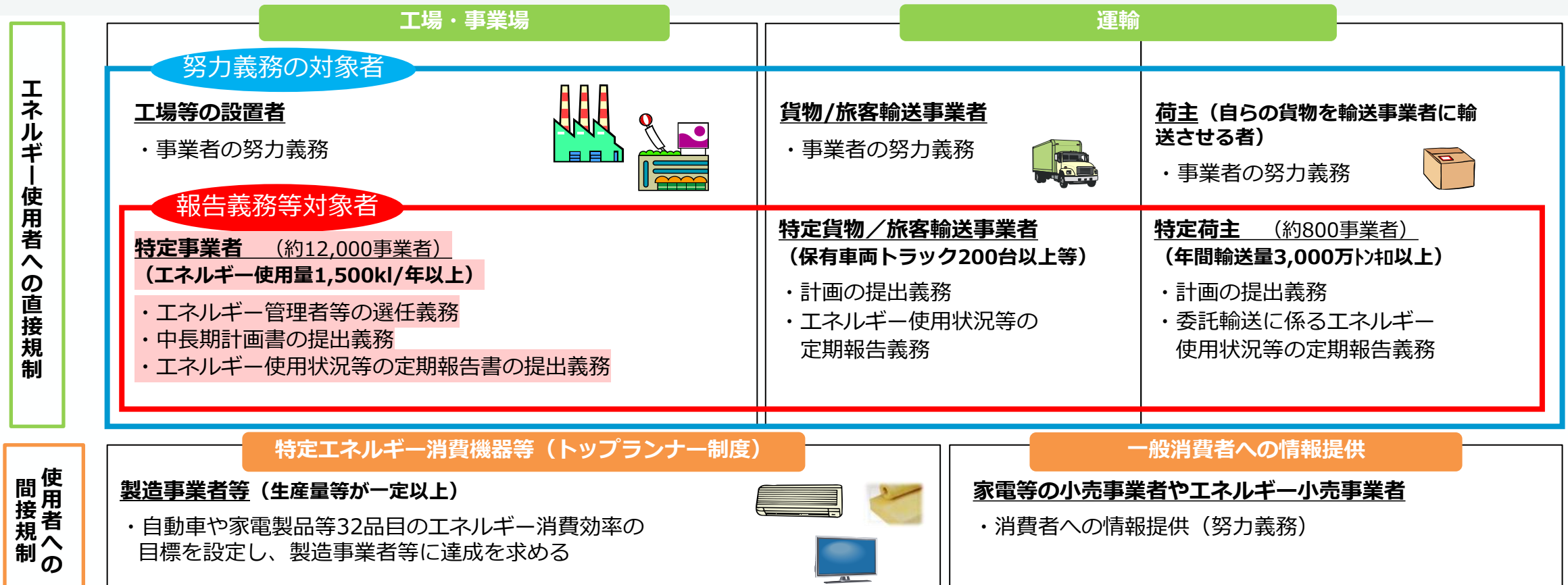
1. 背景

**2. 措置の内容**

3. 今後のスケジュール

# エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (省エネ・非化石転換法) の概要

- 省エネ・非化石転換法では、工場等の設置者等に対し、省エネ・非化石転換に関する取組を実施する際の目安となるべき判断基準（エネルギー消費効率改善の目標（年1%）や業種ごとの非化石転換目標等）及び電気の需要の最適化に関する指針を示すとともに、**一定規模以上の事業者にはエネルギーの使用状況等の報告を求め、省エネの取組が不十分な場合は指導・助言や合理化計画の作成指示、非化石転換の取組が不十分な場合は指導・助言や勧告等を行う。**



# DC業のエネルギー使用の更なる合理化に向けた規制（全体像）

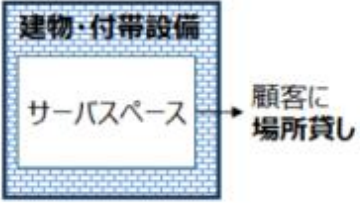

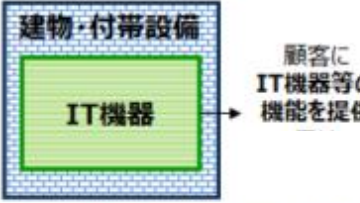



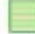
- DCの最大限立地のため、電源の確保と共に、DC自身の更なるエネルギーの使用の合理化を促すべく、事業者が満たすべき効率を設定する等、省エネ・非化石転換法上の追加措置を講じ、2026年4月1日に施行。

現行措置		DC業に関する追加措置	
全業種 共通	<ul style="list-style-type: none"><li>エネルギー消費原単位の改善（中長期で1%/年）</li><li>目標達成のための中長期計画書及び実績に係る定期報告書の提出</li></ul> <p>※年度のエネルギー使用量が原油換算1500kl以上の事業者が対象</p>	+	<b>追加①</b> <u>DC業の目標・取組方針・実績を可視化（2026年度～）</u> <ul style="list-style-type: none"><li>DC業の定期報告等の内容を拡充し、DC事業者にもその一部の公表を求める。（2025年度以降に新設されたDCの名称やPUE等）</li><li>国は公表状況のフォローアップを行い、集計レベルの情報を公表。</li></ul>
	DC業		<ul style="list-style-type: none"><li>ベンチマーク制度の一環で、2030年度を目標年度として、事業者平均のエネルギー効率基準（PUE）を1.4以下とする。</li></ul> <p>※DC業の年度のエネルギー使用量が原油換算1500kl以上かつDCの建物・付帯設備のエネルギー管理権限を持つ事業者が対象</p>
			<b>追加③</b> <u>テナント型DCもPUE算定の対象に追加（2026年度～）</u> <ul style="list-style-type: none"><li>DCのIT機器のみのエネルギー管理権限を有するホスティング・クラウド（テナント）型DC事業者も、その専有部分における付帯設備の運用権限（例：温度設定）及びPUE効率化に係る責務を有するとして、<b>現行ベンチマーク制度及び追加措置①②の対象とする。</b></li></ul>

# 【参考】用語の定義①

「DC業」 = 「データの処理を目的とした、コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室（DC）を運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する事業」

- ① 「ハウジング型DC業」 = 「DC業のうち自らの工場等の建物又は室に設けた情報処理設備（以下「IT機器」という。）の設置場所その他のDCに必要な設備を他の者に提供する事業」
- ② 「ホスティング・クラウド（オーナー）型DC業」 = 「DC業のうち自ら工場等の建物又は室に設けたIT機器の設置場所及びIT機器を保有し、情報処理その他の機能を他の者に提供する事業」
- ③ 「ホスティング・クラウド（テナント）型DC業」 = 「DC業のうち工場等の建物又は室に設けたIT機器の設置場所その他のデータセンターに必要な設備の提供を他の者から受け、自らIT機器を保有し、情報処理その他の機能を提供する事業」

	ハウジング事業	ホスティング事業（・クラウド事業）	
		オーナー型	テナント型
事業形態	IT機器（サーバ等）を保有せず、機能（データセンター内のサーバスペース）を顧客に貸し出すサービス	データセンターの建物・付帯設備を保有し、かつ保有するIT機器（サーバ等）の機能を顧客に提供するサービス	データセンターの建物・付帯設備を保有せず、保有するIT機器（サーバ等）の機能を顧客に提供するサービス
エネルギー管理権原	  : ハウジング事業者にエネルギー管理権原あり	   : ホスティング事業者にエネルギー管理権原あり	  : ホスティング事業者にエネルギー管理権原あり

## 【参考】用語の定義②

### 「新設」

- ①又は②の場合、「新築のDC又は既に建築物のある敷地内における別棟が竣工したこと」。  
※渡り廊下等がある場合でも、隣接する土地に新たにDCを建築することや既存建築物の全部を除去した土地にDCを建築することを含む。
- ③の場合、「ハウジング型DCに専有部分を新たに設けることであって、当該専有部分に係る賃貸借が開始したこと」。  
※既に専有部分を設けているハウジング型DCに追加的に専有部分を設ける場合は、含まない。

### 「稼働開始」

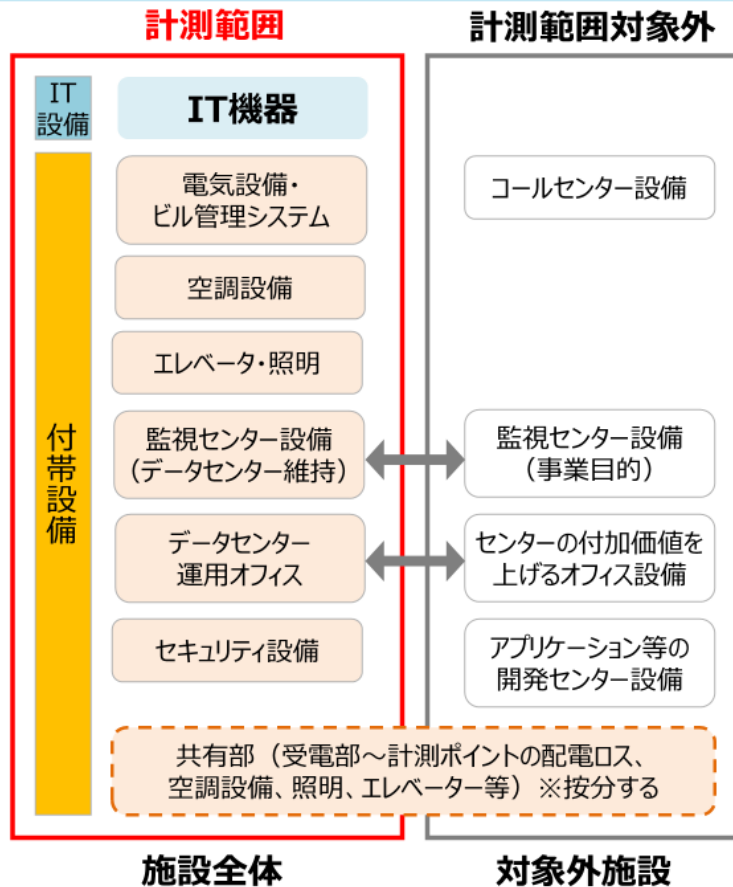
- ①又は②の場合、新設後、当該DCの年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上又は運用しているサーバが存在するサーバ室の面積が300㎡以上に達した時点。
- ③の場合、新設後、当該DCの年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上又は運用しているサーバが存在する単一又は複数の専有部分の面積が300㎡以上に達した時点。

# 【参考】用語の定義③

## PUE (Power Usage Effectiveness) の定義

2021年10月21日  
工場等判断基準WG 資料3

- データセンターにおけるエネルギーの計測範囲は、IT機器・施設全体・対象外施設に分けられる。
- PUEは、データセンター施設全体の消費エネルギーをIT機器の消費エネルギーで割った値。  
データセンター施設全体が、IT機器の何倍の消費エネルギーで稼働しているかを示す指標。



$$PUE = \frac{\text{データセンター施設全体の消費エネルギー}}{\text{IT機器の消費エネルギー}}$$

### ◆ 消費エネルギーの定義

- ・データセンター施設全体と外部境界部分で計測し、全てのエネルギー源(商用電力、重油、ガス等)を含めて行う。
- ・商用電力以外のエネルギーは、エネルギー源ごとに計測し、電力量換算(kWh)して合算する。

### ◆ IT機器の消費エネルギーに含まれる負荷

- ・IT設備(サーバー、ストレージ機器、ネットワーク機器)
- ・補助機器(KVMスイッチ、モニター、ワークステーション、ノートPC等)

### ◆ 付帯設備の消費エネルギーに含まれる負荷

- ・電力供給設備(UPS、スイッチ、発電機、PDU、バッテリー、送電ロス等)
- ・冷却システム(冷凍機、空調、冷却塔等)
- ・その他のコンポーネント負荷(照明、OA機器等)

(出典) PUE計測・計算方法に関するガイドライン(日本データセンター協会)

# 特定事業者の指定に係る届出

- これまで省エネ・非化石転換法に基づく定期報告対象外だった（未報告だった）が、事業者全体のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl/年度以上となった場合、主たる事務所の所在地又は設置している工場等の所在地（≒本社）を管轄する経済産業局に対し、「特定事業者」としての届出が必要。
- n年度（n-1年度実績）の定期報告（7月末〆）に向けたエネルギー使用状況届出書の提出は、n年5月末〆。
- 詳細は以下を参照。

[特定事業者向け情報](#) | [工場・事業場の省エネ法規制](#) | [事業者向け省エネ関連情報](#) | [省エネポータルサイト](#)



	電話番号	担当地域
北海道経済産業局 エネルギー対策課	TEL 011-709-1753	北海道
東北経済産業局 エネルギー対策課	TEL 022-221-4932	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東経済産業局 省エネルギー対策課	(特定事業者等) TEL 048-600-0443 (特定荷主・エネルギー管理者等の選解任) TEL 048-600-0426	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡
中部経済産業局 エネルギー対策課	TEL 052-951-0417	富山・石川・岐阜・愛知・三重
近畿経済産業局 エネルギー対策課	TEL 06-6966-6051	福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国経済産業局 エネルギー対策課	TEL 082-224-5741	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国経済産業局 エネルギー対策課	TEL 087-811-8535	徳島・香川・愛媛・高知
九州経済産業局 エネルギー対策課	TEL 092-482-5474	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー・燃料課	TEL 098-866-1759	沖縄

# ①-1 エネルギーの使用の合理化に関する目標とその達成方針の提出・公表

- DC業の年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上の事業者**に対し、**2026年度以降**、中長期計画書の添付書類として※、**DC業におけるエネルギーの使用の合理化に関する目標及びその達成方針を追加**する。  
※省エネ・非化石転換法施行規則第三十五条第二項の規定に基づく中長期計画書の提出免除が認められている場合は不要。
- 上記目標及び達成方針の一部は、中長期計画書提出年度の3/31までに、各事業者のホームページ等での公表**を求める。国は、事業者による公表状況を確認し、その公表等を行う。

目標	公表要否	留意点
①2025年度以降に新設したDCのPUE（事業区分別）	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標設定対象DCは、<u>2025年度以降に新設したハウジング型DC及びホスティング・クラウド（オーナー）型DC並びに当該ハウジング型DCに新設したホスティング・クラウド（テナント）型DC（以下A～Cは除く）。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>A) 以下のいずれかに該当するハウジング型DC又はホスティング・クラウド（オーナー）型DC               <ul style="list-style-type: none"> <li>DCではない建築物を転用して新設したもの</li> <li>2024年度以前に新設されたハウジング型DC又はホスティング・クラウド（オーナー）型DCと受電設備を共有しているもの</li> </ul> </li> <li>B) A)に該当するハウジング型DCに新たに専有部分を設けたホスティング・クラウド（テナント）型DC</li> <li>C) エネルギー使用量（原油換算）が1,500kl未満かつサーバ室面積が300㎡未満のDC</li> </ul> </li> </ul>
②事業者平均PUE（目標年度：2030年度）	否	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有する全DCのPUEを計算した上で、<u>DC毎のエネルギー使用量を基に算出した加重平均値</u>を指す。</li> <li>エネルギー使用量（原油換算）/年が1,500kl未満かつサーバ室面積が300㎡未満のDCは、算出に含めることを求めない。</li> </ul>
③エネルギー消費原単位の5年度間平均原単位変化（事業区分別）	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>「エネルギー消費原単位」 = 「<u>エネルギー使用量/エネルギー使用量と密接な関係を持つ値※</u>」</li> <li>※事業区分に応じた推奨指標を踏まえ、事業者自らが設定。</li> <li><u>直近5年度間のエネルギー消費原単位の対前年度比を乗じた値の4乗根</u>を指す。</li> <li>エネルギー使用量（原油換算）/年が1,500kl未満かつサーバ室面積が300㎡未満のDCは、算出に含めることを求めない。</li> </ul>

# ①-2 DC業に関する定期報告書の提出・公表

- DC業の年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上の事業者に対し、2026年度以降、特定事業者として毎年度提出いただく定期報告書の記載項目を追加する。
- 提出いただいた定期報告書の一部は、その提出年度の3/31までに、各事業者のホームページ等での公表を求める。国は、事業者による公表状況を確認し、その公表等を行う。

## 定期報告書の追加項目（詳細は次項以降）

①DCの名称	②併設するDCの名称	③所有者
④運営者	⑤所在地	⑥新設年度
⑦稼働開始年度	⑧事業区分	⑨主たる用途
⑩契約電力（kW）	⑪DCの最大受電容量（kW）	⑫IT機器の電気使用量（kWh）
⑬付帯設備の電気使用量（kWh）	⑭総電気使用量（kWh）	⑮PUE
⑯設計時PUE	⑰エネルギー消費原単位の5年度推移	⑱エネルギー消費原単位の5年度間平均原単位変化（%）
⑲稼働率（%）	⑳その他	

## 定期報告書の一部公表

- 公表項目は、左記の赤字部分。このうち⑮PUEは、自由記述欄におけるPUEの前年度比の改善率の併記を条件として、実数ではなく所定の区分を用いて公表しても良い。
- 公表対象は、2025年度以降に新設したDC（以下A～Cを除く）
  - A) 以下のいずれかに該当するハウジング型DC又はホスティング・クラウド（オーナー）型DC
    - 2024年度以前に新設したもの
    - DCではない建築物を転用して新設したもの
    - 2024年度以前に新設されたハウジング型DC又はホスティング・クラウド（オーナー）型DCと受電設備を共有しているもの
  - B) 上記いずれかのハウジング型DCに新たに専有部分を設けたホスティング・クラウド（テナント）型DC
  - C) エネルギー使用量（原油換算）が1,500kl未満かつサーバ室面積が300㎡未満

# 【参考】 DC業に関する定期報告書の追加項目の報告対象について

- 定期報告書の追加項目の報告対象は、DC業の年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上の事業者が運営又は利用する、年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上又はサーバ型電子計算機室の面積が300㎡以上のDCである。

DC業の年度のエネルギー使用量 (事業者単位)	DCの年度のエネルギー使用量 (拠点単位)	DCのサーバ室面積 (拠点単位)	追加項目の報告対象
1500kl以上	1500kl以上	300㎡以上	○
		300㎡未満	○
	1500kl未満	300㎡以上	○
		300㎡未満	×
1500kl未満			×

# 【参考】定期報告書の追加項目詳細①

項目	内容・留意点	公表	粒度
①DCの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有する他DCと識別が可能な名称とし、設定した名称は基本的に変更を認めない。</li> <li>不動産登記法に基づく名称や社内で用いられている名称等である必要はない。</li> </ul>	要	DC別
②併設するDCの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>異なる事業区分のDCが同一の建築物に併設され、一体で運営している場合、それぞれのDCについて報告が必要。その際、併設している他のDCの名称を本欄に記載する。</li> </ul>	否	DC別
③所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>DCが属する建物の所有権を有する事業者の名称を記載する。</li> </ul>	否	DC別
④運営者	<ul style="list-style-type: none"> <li>DCを運営し、定期報告を提出する事業者の名称を記載する。</li> </ul>	要	DC別
⑤所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>DCを設置している都道府県及び市町村を記載する。</li> </ul>	否	DC別
⑥新設年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>DCを新設した年度を記載する。</li> </ul>	要	DC別
⑦稼働開始年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>DCが稼働開始した年度を記載する。</li> </ul>	要	DC別
⑧事業区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハウジング型DC、ホスティング・クラウド（オーナー）型DC、ホスティング・クラウド（テナント）型DCの中から該当するものを記載する。</li> </ul>	要	DC別
⑨主たる用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラウド（AIを除く）、AI、エンタープライズ、その他、の中から該当するものを記載する。複数記載可。</li> </ul>	要	DC別
⑩契約電力（kW）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハウジング型DC又はホスティング・クラウド（オーナー）型DCの場合、小売電気事業者との月間契約電力について、年度の平均値を記載する。</li> <li>ホスティング・クラウド（テナント）型DCの場合、設置先のハウジング型DC事業者との月間契約電力（専有部分で使用するIT機器が利用可能なもの）について、年度の平均値を記載する。</li> </ul>	否	DC別 事業区分別計 事業者計

## 【参考】定期報告書の追加項目詳細②

項目	内容・留意点	公表	粒度
⑪ DCの最大受電容量 (kW)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハウジング型DC又はホスティング・クラウド（オーナー）型DCの場合、各年度末時点での当該DCにおける最大の受電容量を記載する。</li> <li>ホスティング・クラウド（テナント）型DCは、⑩と一致するため記載不要。</li> </ul>	否	DC別 事業区分別計 事業者計
⑫ 情報処理設備の電気使用量 (kWh)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハウジング型DC又はホスティング・クラウド（オーナー）型DCの場合、DC全体のうちIT機器の電気使用量を記載する。ホスティング・クラウド（テナント）型DCの場合、専有部分で使用するIT機器の電気使用量を記載する。各電気使用量は、JDCCの発行する「PUE計測・計算方法に関するガイドライン」に基づき算出すること。</li> <li>非化石電気の割合は、自ら調達した非化石電気又は非化石証書（当該DCにおいて、他のハウジング型DC事業者やホスティング・クラウド（テナント）型DC事業者と共同で調達したものも含む。）に基づき、併せて記載する。</li> </ul>	否	DC別 事業区分別計 事業者計
⑬ 付帯設備の電気使用量 (kWh)	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑭と⑫の差分を記載する。</li> <li>非化石電気の割合は、⑫と同様に記載する。</li> </ul>	否	DC別 事業区分別計 事業者計
⑭ 総電気使用量 (kWh)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハウジング型DC又はホスティング・クラウド（オーナー）型DCの場合、DC全体における電気使用量を記載する。</li> <li>ホスティング・クラウド（テナント）型DCの場合、専有部分における電気使用量を記載する。各電気使用量は、JDCCの発行する「PUE計測・計算方法に関するガイドライン」に基づき算出すること。</li> <li>非化石電気比率の割合は、⑫と同様に記載する。</li> </ul>	否	DC別 事業区分別計 事業者計
⑮ PUE	<ul style="list-style-type: none"> <li>JDCCが発行する「PUE計測・計算方法に関するガイドライン」及び「PUE計算ツール」に準拠して計算する。</li> </ul>	要	DC別 事業区分別平均 事業者平均
⑯ 設計時PUE	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホスティング・クラウド（テナント）型DC事業者の場合、ハウジング型DC事業者から情報を取得し、記載する。</li> <li>新設年度が古い等の理由で設計時PUEの値が不明な場合、理由と共にその旨を記載する。</li> </ul>	否	DC別

## 【参考】定期報告書の追加項目詳細②

項目	内容・留意点	公表	粒度
⑰エネルギー消費原単位の5年度推移	<ul style="list-style-type: none"> <li>「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」として設定した指標を記載した上で、エネルギー消費原単位の直近5年度の推移を記載する。5年度分のデータがない場合、データがある範囲で記載する。</li> </ul>	否	DC別 事業区分別平均 事業者平均
⑱エネルギー消費原単位の5年度間平均原単位変化(%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近5年度間のエネルギー消費原単位の対前年度比(=n年度のエネルギー消費原単位/n-1年度のエネルギー消費原単位)を乗じた値の4乗根を記載する。</li> <li>5年度分のデータがない場合、データのある範囲で算出し、記載する。</li> </ul>	要	DC別 事業区分別平均 事業者平均
⑲稼働率(%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハウジング型DC又はホスティング・クラウド(オーナー)型DCの場合、⑭を8,760(うるう年の場合は8,784)で除した値を⑰で除した数値を記載する。</li> <li>ホスティング・クラウド(テナント)型DCの場合には、⑫を8,760(うるう年の場合は8,784)で除した値を⑩で除した数値を記載する。</li> </ul>	否	DC別 事業区分別平均 事業者平均
⑳その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のいずれかに該当するハウジング型DC又はホスティング・クラウド(オーナー)型DCの場合、その旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>DCではない建築物を転用して新設したもの</li> <li>2024年度又は2028年度以前に新設されたハウジング型DC又はホスティング・クラウド(オーナー)型DCと受電設備を共有しているもの(受電設備の共有元であるDCの名称及び新設年度も併せて記載する。)</li> </ul> </li> <li>上記に該当するハウジング型DCに新設されたホスティング・クラウド(テナント)型DCの場合、その旨と共に、当該ハウジング型DCの名称を記載する。</li> <li>上記が適切に記載されなければ、各事項の対象とみなす。</li> <li>また、DC in DCである場合、その旨を記載する。</li> </ul>	否	DC別

## ② DC業が満たすべきエネルギー効率基準の設定

- DC業の年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上の事業者を対象に、2029年度以降に新設したDC※1が満たすべきエネルギー効率基準をPUE1.3以下（稼働開始後2年が経過した時点の翌年度以降※2）とする。
- 上記基準を満たさないDCを有すDC事業者に対し、国は、当該DCが基準を達成するための合理化計画の作成・提出指示を行う※3。当該事業者が指示に従わない場合、国はその旨の公表や指示に従うべき旨の命令を行う。当該事業者が命令に従わない場合、省エネ・非化石転換法第七十四条に基づく罰金に処する。

### ※1 基準の対象外となるDC

- 以下のいずれかに該当するハウジング型DC又はホスティング・クラウド（オーナー）型DC
  - 2028年度以前に新設したもの
  - DCではない建築物を転用して新設したもの
  - 2028年度以前に新設されたハウジング型DC又はホスティング・クラウド（オーナー）型DCと受電設備を共有しているもの
- 上記に該当するハウジング型DCに新たに専有部分を設けたホスティング・クラウド（テナント）型DC
- 年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl未満かつサーバ室面積が300㎡未満のDC

### ※2 基準遵守状況の確認時点

- 例：n年9月に稼働開始した場合、n+2年9月の翌年度であるn+3年度以降のPUEを1.3以下とすること。

### ※3 合理化計画作成指示の例外

- 以下のいずれにも該当するDCの場合、PUEが1.3を上回っていても、合理化計画の作成指示を行わない。
  - 設計時点では十分な性能を備えている。（**設計時PUE=1.28以下**）
  - 基準値を満たさない理由が、**IT機器等の設備稼働率が低いことに起因**すると確認できる。

### ③ホスティング・クラウド（テナント）型DCをPUE算定対象に追加

- 2026年度以降、DCのIT機器のみのエネルギー管理権限を有するホスティング・クラウド（テナント）型DC事業者も、その専有部分における付帯設備の運用権限（例：温度設定）及びPUE効率化に係る責務を有するとして、現行ベンチマーク制度及び追加措置の対象とする（以下赤字のとおり）。

	措置の概要		ハウジング型DC業	ホスティング・クラウド（オーナー）型DC業	ホスティング・クラウド（テナント）型DC業
現行措置	エネルギー消費原単位の改善 中長期計画書の提出 定期報告書の提出（特定第2表ほか）		DC全体の付帯設備のエネルギー使用量（管理権限のある部分）	DC全体のエネルギー使用量	専有部分のエネルギー使用量（管理権限の有無を問わない）
	ベンチマーク制度		DC全体のPUE	DC全体のPUE	専有部分のPUE
追加措置	目標・達成方針の提出・公表	2025年度以降に新設したDCのPUE（事業区分別）	DC全体のPUE	DC全体のPUE	専有部分のPUE
		事業者平均PUE（目標年度：2030年度）	DC全体のPUE	DC全体のPUE	専有部分のPUE
		エネルギー消費原単位の5年度間平均原単位変化（事業区分別）	DC全体のPUEに係る改善率を推奨（原単位改善の対象→DC全体の付帯設備）	DC全体の情報処理の効率に係る指標の改善率を推奨（原単位改善の対象→DC全体の付帯設備+IT機器）	専有部分の情報処理の効率に係る指標の改善率を推奨（原単位改善の対象→専有部分の付帯設備+IT機器）
	DC業に関する定期報告書の提出・公表（新特定第8表）		DC全体	DC全体	専有部分（管理権限の有無を問わない）
	2029年度以降新設DCが満たすべきエネルギー効率基準		2029年度以降に新設したDC全体のPUE	2029年度以降に新設したDC全体のPUE	2029年以降に新設したDC専有部分のPUE

# 【参考】 DC業に関する措置の整理（対象DCの新設時期別）

- いずれの措置も、対象事業者は、DC業における年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上の事業者。

	措置の概要	対象DCの新設時期※ 1		
		2024年度以前	2025-2028年度	2029年度以降
現行措置	エネルギー消費原単位の改善 中長期計画書の提出 定期報告書の提出	○	○	○
	ベンチマーク制度	○	○	○
追加措置	目標・達成方針の提出・公表			
	2025年度以降に新設したDCのPUE（事業区分別）	—	○	○
	事業者平均PUE（目標年度：2030年度）※ 2	○	○	○
	エネルギー消費原単位の5年度間平均原単位変化（事業区分別）	○	○	○
	DC業に関する定期報告書の提出・公表	○（提出のみ）	○	○
2029年度以降新設DCが満たすべきエネルギー効率基準	—	—	○	

※ 1 ホスティング・クラウド（テナント）型DCの場合、当該時期に新設されたハウジング型DCに新たに専有部分を設けたものを指す

※ 2 公表は任意

1. 背景

2. 措置の内容

**3. 今後のスケジュール**

# 今後のスケジュール

- 本日の説明資料・内容についての御質問は、以下のアドレスに御連絡ください。

[bzl-syoene-sikko@meti.go.jp](mailto:bzl-syoene-sikko@meti.go.jp)

